

調布市スポーツ施設再配置に関する検討支援業務委託
事業者候補選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

調布市スポーツ施設再配置に関する検討支援業務委託

(2) 現在までの経緯

当市では、平成20年度から25年度までを計画期間として、スポーツ施設の有効活用に向け、「調布市スポーツ施設再配置計画」（以下「本計画」と言う。）を平成19年度に策定した。（平成24年4月に改訂。計画期間は既に終了）

本計画の計画期間は終了したが、平成29年には都立施設である武蔵野の森総合スポーツプラザ（現在はネーミングライツにより「京王アリーナTOKYO」）が市内に開業するとともに、令和5年には味の素スタジアム内に東京都パラスポーツトレーニングセンターが開業するなど、これらの施設を含むエリアは、多摩地域の一大スポーツ拠点となっている。

他方、近年では、老朽化等の影響による市民プールのあり方検討や中日本高速道路株式会社による中央自動車道の耐震補強工事等の影響による西調布体育館の機能移転の検討、「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」に基づく施設整備など、市民のスポーツ環境に変化が生じている。

(3) 業務の目的

本業務は、市民のスポーツ環境を巡る状況やスポーツニーズの変化、また財政状況や公共施設全体のマネジメントの視点からも、市全体として最適なスポーツ施設の配置や機能のあり方について検討し、「（仮称）調布市スポーツ施設再配置計画」を作成する。

計画では、とりわけ、市民プールのあり方に関する基本的な考え方を踏まえたプール整備の方向やアーバンスポーツなどの新しいニーズへの対応などを総合的に勘案し、市のスポーツ施設全体を俯瞰した整理を行うものである。

なお、検討に当たっては、子ども・若者をはじめとした多様な主体からのニーズの把握やスポーツ施設の利用実績データの分析、各施設の稼働状況、地域バランスなどを整理し、市民のスポーツニーズと施設の現状を客観的に把握することに取り組むこととし、地域バランス、機能、将来的な人口動向を踏まえた持続可能性といった観点から、課題を整理することとする。

(4) 業務内容

別紙「調布市スポーツ施設再配置に関する検討支援業務委託仕様書（案）」のとおりとする。なお、仕様書の業務内容や成果品については、市が最低限必要だと想定している内容を記載しているが、下記3の予算内であれば、記載項目以外の追加提案については可能である。

(5) 業務期間

契約締結後（令和8年7月上旬）から令和10年3月31日まで

※ 本事業は、年度ごとに調布市議会において予算等の必要な事項が承認されることを前提とする。予算確保ができなかった場合は、本事業は実施しない。

※ 本事業は、単年度契約を1回更新することを予定しているが、次年度以降については、履行状況、予算状況等を勘案して更新しない場合がある。

2 予算（見積限度額）

【款】50 教育費 【項】30 保健体育費 【目】10 体育施設費

【大事業】05 体育施設管理費 【中事業】77 スポーツ施設再配置検討事業費

【小事業】05 スポーツ施設再配置検討支援委託料 【節】12 委託料

令和8年度分：12,000千円（税込）

令和9年度分：10,000千円（税込）

※ 年度ごとに記載の金額を、それぞれ見積限度額とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

参加事業者は、申込時に次に掲げる条件を全て満たすものとする。

なお、申込に当たっては、提出された書類の記載事項に虚偽があってはならない。

- (1) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号。）による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 調布市での競争入札参加資格を有していること。
（営業種目：都市計画・交通関係調査業務又は市場・補償鑑定関係調査業務）
- (9) 平成28年度から令和7年度において、官公庁が発注するスポーツ施設または公共施設の整備等の方針に係る計画策定又は策定支援業務を受注し、完了した実績を1件以上有すること。

5 候補者選定方法

以下の(1)～(3)の審査を順に行い、候補者を決定する。

- (1) 参加資格審査
本プロポーザルに応募した事業者に対して、本実施要領（以下「要領」という。）6(2)により提出された参加申込書等により審査を行う。
- (2) 一次審査（企画提案書等の書類審査）
(1)により参加資格を満たした事業者に対して、要領8により提出された企画提案書等により審査を行う。
- (3) 二次審査（プレゼンテーション審査）
(2)による審査を通過した上位3者（参加事業者が3者以下であった場合には、全参加事業者）に対して、要領10によるプレゼンテーション審査を行う。

6 募集内容

(1) 募集方法

令和8年5月12日（火）より市ホームページに掲載する。

(2) 申込方法及び期間等

本プロポーザルに応募する事業者は、次の書類を令和8年5月25日（月）午後4時までに生活文化スポーツ部スポーツ振興課に書類を持参又は郵送（必着）にて提出すること。

書類	様式	部数	備考
参加申込書	様式1	正本1部	
会社概要を示す書類	任意様式 パンフレット可	正本1部 副本7部	事業者名、代表者名、資本金、事業内容、業務担当支店又は営業所等の名称及び所在地が記載されていること。
業務実績調書 （4件まで）	様式2	正本1部 副本7部	・要領4(9)に規定する要件を満たす業務実績を記載すること。 ・副本は、企業名・住所等がわからないようにすること。
暴力団排除に基づく誓約書	様式3	正本1部	

(3) 質疑及び回答

応募する事業者は、本プロポーザルに関して質疑がある場合、令和8年5月12日（火）から令和8年5月18日（月）正午までに、電子メールにてスポーツ振興課へ送信すること。なお、電子メールの表題には、必ず「スポーツ施設再配置に関する検討プロポ応募質疑」と記載すること。書式は様式6もしくは当該様式に含まれる事項が記載されていればメール本文でも可とする。

回答は、令和8年5月21日（木）午後5時までに、随時市ホームページに掲載する。

7 参加資格審査

(1) 審査対象

応募した全事業者とする。

(2) 審査方法

提出された応募書類により、スポーツ振興課が審査を行う。

(3) 審査結果の通知等

参加資格の審査完了後、審査結果について全ての事業者に対し参加資格審査結果通知書により令和8年5月27日（水）に書面及び電子メールにて通知する。

なお、参加資格を有しないと判断された事業者は、その理由について、説明を求めることができる。その場合、令和8年6月1日（月）正午までにその旨を記載した電子メールによりスポーツ振興課へ送信すること。なお、電子メールの表題には、必ず「スポーツ施設再配置に関する検討プロポ参加資格審査結果質疑」と記載すること。書式は様式6もしくは当該様式に含まれる事項が記載されていればメール本文でも可とする。回答は、令和8年6月4日（木）午後5時ま

で電子メールにより行う。

8 企画提案書等の作成方法等

(1) 提出書類及び期限等

要領7により参加資格を満たすと判断された事業者（以下「審査対象事業者」という。）は、令和8年6月9日（火）午後4時までに次の書類を書面及び電子データ（PDF形式）にてスポーツ振興課へ提出すること。提出方法は、書面は持参又は郵送（必着）、電子データは電子メールとする。なお、電子メールの表題には、必ず「スポーツ施設再配置に関する検討プロポ企画提案書提出」と記載すること。

書類	様式	部数（書面）
企画提案書	様式4（表紙のみ） 企画書は任意様式（A4サイズ、表紙及び目次を除き15ページ以内）	1冊のファイルもしくはバインダー等にまとめたものを 正本1部 副本7部
見積書・内訳書	任意様式	
業務スケジュール	任意様式	
実施体制調書	様式5	

※ 副本及び電子データは、事業者が特定されないよう、名称等が分からないようにすること。

(2) 企画提案書作成の留意点

ア 要点を押さえて、わかりやすく記載すること

イ 業務の目的を捉え、業務内容を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること

ウ 特に下記の点を踏まえた企画提案書とすること

(ア) 市の特性と課題及び国や東京都の動向

調布市総合計画、調布市スポーツ推進計画、調布市民プールのあり方に関する基本的な考え方、調布市民西調布体育館機能移転に関する基本構想、調布基地跡地留保地施設整備基本計画等を参照し、スポーツ施設に関する様々な状況や調布市の特徴、また、国や東京都の動向を踏まえ、本市において重視すべき視点や留意事項を記述すること。

(イ) 事業スキーム

業務内容の項目ごとに業務を円滑かつ効果的に進めるための基本的な考え方、工夫、配慮事項を具体的に記述すること。

(ウ) 市民ニーズの把握

市民ニーズの把握については、子ども・若者をはじめとした多様な主体の意向を把握することを目的としたニーズ把握の実施手法や設問内容、集計・分析の工夫等について具体的に提案すること。

(エ) 方針の提案

市政を取り巻く社会潮流、まちづくりの動向、将来を見据えた中長期的な視点など様々な要素を踏まえた、総合的な提案をすること。

(オ) 業務スケジュール

令和9年度までの業務委託における業務全体の工程を具体的に提案すること。

エ 上記ア～ウのほか、本市に有益な独自提案がある場合は、その手法について提案すること。
ただし、見積金額に含めた提案とする。

(3) 質疑及び応答

事業者は、企画提案に関して質疑がある場合、令和8年5月27日（水）から令和8年6月1日（月）正午までに電子メールにてスポーツ振興課へ送信すること。なお、電子メールの表題には、必ず「スポーツ施設再配置に関する検討プロポ企画提案質疑」と記載すること。書式は様式6もしくは当該様式に含まれる事項が記載されていればメール本文でも可とする。

回答は令和8年6月4日（木）午後5時までに、電子メールにて寄せられた各事業者からの質疑について、参加資格を満たすとされた全事業者に対して電子メールにて行う。

(4) 注意点

ア 提案は、参加事業者1者につき、1提案とする。

イ 受付後の提出書類の追加及び修正は、原則認めないこととする。

9 企画提案書等の書類審査（一次審査）

(1) 審査方法

調布市スポーツ施設再配置に関する検討支援業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）にて、審査を行う。詳細は要領11のとおり。

(2) 審査結果の通知等

書類審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し、令和8年6月16日（火）に書面及び電子メールにて通知する。

なお、書類審査を通過しなかった事業者は、その理由について、令和8年6月18日（木）正午までに電子メールにより説明を求めることができる。なお、電子メールの表題には、必ず「スポーツ施設再配置に関する検討プロポ書類審査結果質疑」と記載すること。書式は様式6もしくは当該様式に含まれる事項が記載されていればメール本文でも可とする。また、回答は、令和8年6月22日（月）午後5時までに電子メールにより行う。

10 プレゼンテーション審査（二次審査）

(1) 審査対象

書類審査を通過した上位3者（参加事業者が3者以下であった場合には、全参加事業者）を対象とする。なお、審査日は令和8年6月24日（水）。

(2) プレゼンテーション資料等について

資料は、事業者が特定されることのないよう、名称等がわからないようにすること。

また、プレゼンテーションを要約した資料（スライド等）の写しを、正本1部、副本7部用意し、令和8年6月23日（火）正午までに、持参又は郵送（必着）により、スポーツ振興課へ提出すること。なお、副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。

(3) 審査方法

審査委員会が審査対象事業者のプレゼンテーションに基づき審査を行う。プレゼンテーションは20分以内で参加事業者が内容説明を行い、その後15分以内で審査委員との間で質疑応答を行う。なお、プレゼンテーションは本業務を担う際の主な担当となる者が必ず行うものとする。詳細は要領11のとおり。

(4) 審査結果の通知等

プレゼンテーション審査完了後、当該審査の対象となった事業者に対し、令和8年6月26日

(金) に書面及び電子メールにて通知する。

なお、プレゼンテーション審査を通過しなかった事業者は、その理由について、令和8年7月1日(水)正午までに電子メールにより説明を求めることができる。なお、電子メールの表題には、必ず「スポーツ施設再配置に関する検討プロポプレゼン審査結果質疑」と記載すること。書式は様式6もしくは当該様式に含まれる事項が記載されていればメール本文でも可とする。また、回答は令和8年7月8日(水)午後5時までに電子メールにより行う。

11 審査概要

(1) 審査委員会

審査委員会を設置し、企画提案等の審査を行う。審査委員会の委員(以下「審査委員」という。)は、以下の6人で構成する。

- ア 行政経営部ファシリティマネジメント課 職員
- イ 総務部営繕課 職員
- ウ 生活文化スポーツ部付 職員
- エ 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課 職員
- オ 都市整備部まちづくり推進課 職員
- カ 公益社団法人調布市スポーツ協会 職員

(2) 審査方法

審査委員は当該プロポーザルへ応募した事業者から提出された書類(企画提案書等)及び事業者からのプレゼンテーションを受け、企画提案内容を総合的に評価する。

- ア 各委員は、審査基準による評価得点の高い者から事業者の順位を定めるものとする。
- イ アにより、複数の事業者において評価得点が高点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。
- ウ 書類審査では、各委員の評価得点を合計した得点数の高い順に上位3者までをプレゼンテーション審査の対象とする。

なお、複数の事業者において、評価得点の合計点数が高点の時は、各委員が定めた順位を参考に当該事業者の順位を定めるものとする。

- エ プレゼンテーション審査では、ア及びイにより、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託業務を受託する者の候補者(以下「候補者」という。)として選定する。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が高数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。

また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも高数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

- オ 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。
- カ 最低基準評価(書類審査とプレゼンテーション審査の総合点の満点に対し60%の評価未満)となったプレゼンテーション審査対象事業者は、委託事業者候補として選定しない。
- キ 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

(3) 候補者の決定

審査委員会は選定結果を市長に報告する。市長は当該報告に基づき候補者を決定する。

(4) 審査・評価の視点

- ア 業務実績
- イ 業務実施体制（従事するスタッフの経歴や保有している資格）
- ウ 業務目的への知識・理解度（本事業の経緯、現在の状況など）
- エ 国や東京都及び本市の現状と課題、本市の取組方針への理解度
- オ 地域資源などの特性やスポーツ施設へのニーズなどの様々な要素を勘案し、市のスポーツ施設について俯瞰した整理ができる構成力
- カ ニーズの把握における取組の提案力
- キ 中長期的な視点や様々な要素を踏まえた総合的な計画の構想力
- ク 業務スケジュール（令和9年度までの工程計画）
- ケ 見積価格
- コ プレゼンテーション能力（プレゼンテーション審査のみ）

(5) 審査・評価の基準、項目及び配点

別に定める。内容については非公開とする。

12 実施日程

	年 月 日		事 項
(1)	令和8年4月27日	月	審査委員会
(2)	5月12日	火	公示、ホームページへの掲載 本プロポーザルに関する質問受付開始日
(3)	5月18日正午	月	本プロポーザルに関する質問締切日
(4)	5月21日午後5時	木	本プロポーザルに関する質問回答期限
(5)	5月25日午後4時	月	参加申込締切日
(6)	5月27日	水	参加資格審査結果通知日 企画提案に関する質問受付開始日
(7)	6月 1日正午	月	参加資格審査結果に対する質問締切日 企画提案に関する質問締切日
(8)	6月 4日午後5時	木	参加資格審査結果に対する質問回答期限 企画提案に関する質問回答期限
(9)	6月 9日午後4時	火	企画提案書等締切日(必要書類提出期限)
(10)	6月12日	金	審査委員会(企画提案書等の書類審査)
(11)	6月16日	火	書類審査結果通知及びプレゼンテーション審査開催通知
(12)	6月18日正午	木	書類審査結果に対する質問締切日
(13)	6月22日午後5時	月	書類審査結果に対する質問回答期限
(14)	6月23日正午	火	プレゼンテーション資料(要約)提出締切日
(15)	6月24日	水	審査委員会(プレゼンテーション審査)
(16)	6月26日	金	最終選定結果(プレゼンテーション審査結果)の通知日
(17)	7月 1日正午	水	最終選定結果に対する質問締切日
(18)	7月 8日午後5時	水	最終選定結果に対する質問回答期限

13 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、事業者名、代表者名、担当者名を明記した参加辞退届（任意様式）をスポーツ振興課に持参又は郵送すること。参加辞退届は、調布市長宛とすること。

14 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下、「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容及び方法等

- ア 本プロポーザルの募集内容、選定結果について、調布市ホームページで公表する。
- イ 候補者決定後において、候補順位が2位以下の事業者名は及び審査委員ごとの評価点は公表しない。
- ウ 候補者決定前においては、参加事業者数、参加事業者名その他参加事業者に関する情報については公表しない。

15 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等の取扱い

- ア 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- イ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。
- ウ 提出書類等は、選定等を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 提出書類の提出時における注意

生活文化スポーツ部スポーツ振興課へ提出書類を持参する場合、平日午前9時から午後5時までの時間に来庁すること。

(3) 必要経費

本プロポーザルに要した費用は、事業者の負担とする。

(4) 失格要件

次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- ア 要領4に掲げた条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合
- イ 書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。
- ウ 書類等に不備がある場合（必要事項が未記入等）
- エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合
- オ 書類等に虚偽の記載があった場合

- カ 書類等に対する疑義に期限内に回答しなかった場合
- キ 見積書の金額が要領 2 に掲げる見積限度額を超える場合
- ク 見積書と内訳書の金額が一致しない場合
- ケ 談合その他の不正行為等、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合
- コ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(5) 契約

- ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。
- ウ 事業を実施するうえで、仕様の変更が余儀なくされる場合、双方の協議により定めることができるものとする。
- エ 本事業には個人情報を取扱う業務が含まれるが、市から提供される当該個人情報について、適正に取扱うものとする。
- オ 候補者の決定以後に、要領 4 に掲げる条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。
- カ 本事業は、年度ごとに調布市議会において予算等の必要な事項が承認されることを前提とする。予算確保ができなかった場合は、本事業は実施しない。本事業は、単年度契約を 1 回更新することを予定しているが、次年度以降については、履行状況、予算状況等を勘案して更新しない場合がある。

16 提出先・問い合わせ先（事務局）

調布市 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
 担 当 村山、山本
 住 所 〒182-8511 調布市小島町2-35-1
 電 話 042-481-7496 F A X 042-481-6881
 Eメール sports@city.chofu.lg.jp

17 参考資料

- (1) 調布市総合計画（令和 5 年度から令和 1 2 年度まで）
<https://www.city.chofu.lg.jp/010010/p000088.html>
- (2) 調布市スポーツ推進計画
<https://www.city.chofu.lg.jp/040070/p026291.html>
- (3) 市民プールのあり方に関する基本的な考え方
<https://www.city.chofu.lg.jp/040070/p026479.html>
- (4) 調布市民西調布体育館機能移転に関する基本構想
<https://www.city.chofu.lg.jp/040070/p026437.html>
- (5) 調布基地跡地留保地施設整備基本計画
<https://www.city.chofu.lg.jp/040070/p026472.html>
- (6) 調布市公共施設白書
<https://www.city.chofu.lg.jp/010060/p000237.html>
- (7) 調布市公共施設見直し方針

<https://www.city.chofu.lg.jp/010060/p000235.html>

(8) 調布市公共施設マネジメント計画

<https://www.city.chofu.lg.jp/010060/p000236.html>